

# 令和3年あきる野市農業委員会 11月総会議事録

令和3年11月29日（月）午前9時30分、令和3年あきる野市農業委員会11月総会は、JAあきがわ本店3階、第2研修室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、大福哲也、唐澤啓治、長濱一郎、本郷朝次、橋本和夫、笹本善之、小川金二、栗原剛、嶋崎三雄、田中克博、平野久雄、山崎勇

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松村敏郎、小田川篤雄、坂本博、野崎忠、宮崎恒雄、田中英雄

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 青木邦彰 ・ 事務局次長 金子公晃 ・ 事務局 金澤知行、森川朋紀

## 議事日程

- |       |  |
|-------|--|
| 第1号議案 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明について                    |
| 第2号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の許可について                  |
| 第3号議案 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達について               |
| 第4号議案 | 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について    |
| 第5号議案 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について                  |
| 第6号議案 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |

開会 午前9時30分

(事務局長) それでは定刻になりましたので、始めさせていただきます。皆さま、おはようございます。本日は午後には昭島市にて東京都農業委員会活動推進フォーラムが開催されるため、朝早くから出席していただきまして、ありがとうございます。またフォーラムに出席していただく方は丸1日となりますが、よろしく願いいたします。それでは、ただ今から、令和3年あきる野市農業委員会11月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶、お願いいたします。

(会長) 皆さま、おはようございます。今日は朝からお忙しいところ総会に出席していただきまして、ありがとうございます。本格的な寒さが始まっていきまして、畑の方も皆さんお忙しいと思いますので、ぜひ体に気を付けて頑張っていたきたいと思います。今日は午後には昭島でフォーラムがございますので、審議は十分尽くしていただきたいのですが、ぜひスムーズに議事を進めていきたいと思いますので、皆さまのご協力をお願いいたします。以上です。

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。諸報告、10月28日、木曜日に開催された農業委員会会長研究集會に事務局長と私で参加しました。また、11月17日、水曜日に開催された令和3年度第2回事業推進協議會に事務局次長と私で参加いたしました。諸報告は以上です。本日の署名委員は橋本委員と笹本委員になります。よろしく願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会會議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしく願いいたします。

(議長) はい。本日の出席委員は農業委員14名、推進委員6名の合計20名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入りますが、本日はご本人をお呼びしている案件が、第1号議案と第6号議案で合計2件ございますので、そちらの2件を優先しまして審議いたします。まずは第1号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。次のとおり被相続人及び農地等の相続人は租税特別措置法第70条の6第1項に規定する適格者であることを証明する。令和3年11月29日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第1号議案・番号1 朗読)**

以上です。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の嶋崎委員、説明願います。

(嶋崎委員) はい。それでは説明いたします。地図は8ページをお開きください。

**(現地案内図 説明)**

〇〇-〇、△△-△の2筆の畑ですが、この畑の1枚南の方で私はいつも仕事をしているので、大体1年中ここは見ているのですが、今年の春頃までご夫婦でよく耕して、かなり一生懸命きれいにやっていました。以前からかなりきれいに何品目か必ず作ってやっておりましたので、今でも非常にきれいになっています。今は若い人が来てやっていますが、それが息子さん

じゃないかと思えます。特に問題ないかと思えます。以上です。

(議長) ただいま、事務局と嶋崎委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますでしょうか？

(坂本委員) これは、〇〇〇さんも以前、納税猶予がかかっていた場所ですよ？

(嶋崎委員) そうです、そうです。納税猶予地の調査でも何度か行ったことがあります。

(坂本委員) はい、分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいですか？それでは、これからご本人をお呼びいたしますので、質問がございましたら、ぜひよろしくお願ひします。

(〇〇氏 入室)

(〇〇氏) おはようございます。失礼します。

(議長) どうも本日はお忙しい中ご足労いただき、ありがとうございます。

(〇〇氏) よろしくお願ひいたします。

(議長) 早速ですが、まずは自己紹介をお願いします。

(〇〇氏) はい。〇〇〇〇、昭和●●年●月●●日生まれ、●●歳です。よろしくお願ひいたします。今後私は納税猶予の制度を受けるにあたり、確約書の通り終生に渡り営農に努め、資料の営農計画のとおり自ら耕作をいたします。それから他人には貸しません。そして、作付け野菜は●●の農協の直売所に出したりとか、自宅の方でも販売をしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

(議長) 何かご質問ございますか？

(田中克博委員) 田中と申します。●●の方で農業をされているということですか？向こうでは畑が・・・？

(〇〇氏) あの、●●の方に畑は持っておりません。畑はあきる野にありますので、そこで耕作しています。

(田中克博委員) では今回の猶予を受ける所だけ？

(〇〇氏) そうです。●●の畑だけです。●●●㎡と●●●㎡、こちらの方で耕作しています。

(田中克博委員) それで、そこで生産したものは●●の直売所の方に出荷する・・・？

(〇〇氏) そうですね、はい。あとは自宅の所で少し、何種類か出して販売しています。

(田中克博委員) 分かりました。ありがとうございます。

(橋本委員) おはようございます。橋本と申します。近所の淵上に住んでいるのですが、現状は●●の方にお住まいということで、現在お勤めはどのような形なのでしょうか？

(〇〇氏) 勤めは週に2, 3日、アルバイト的に仕事をしておりますけれども、来年の2月でこちらの方も退職する予定でおりますので、来年退職以降はもうちょっと耕作日数も増やしていけるのかなと思っております。現在は大体150日程度の耕作なのですが、夏場など忙しい時期は妻が手伝ったり、息子夫婦が手伝ったりしてやっています。

(橋本委員) はい。ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますでしょうか？・・・よろしいですか？それでは、ぜひ今後も畑をきれいにさせていただきますよう、よろしくお願ひいたします。では、本日はどうもありがとうございます。ありがとうございました。

(〇〇氏) よろしくお願いいたします。ありがとうございました。失礼いたします。

(〇〇氏 退室)

(議長) 他に何かご質問ございますか？

(田中克博委員) この周辺の畑は市街化区域なのですか？この広い道路沿いが市街化？

(事務局長) この畑は調整区域です。

(田中克博委員) 調整区域・・・この広い道路の交差点に面している所でも調整区域なのですか？

(事務局次長) はい。そうです。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは相続税の納税猶予に関する適格者であることに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) では、異議がないようですので、証明することにいたします。続きまして、第6号議案、番号1、番号2について審議いたします。こちらは今年9月に行われました市の認定農業者等担い手育成支援協議会において、認定新規就農者として決定し10月より認定を受けた方の案件となります。また、番号1、番号2は関連案件となりますので、一括で審議いたします。まずは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書6ページ目をご覧ください。第6号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり決定する。令和3年11月29日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第6号議案・番号1 朗読)

(第6号議案・番号2 朗読)

以上です。

(議長) はい。続きまして、番号1、番号2について、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。それでは説明いたします。去る11月24日に事務局2人、長濱委員と4人で現地調査に行ってまいりました。地図は、まず14ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

〇〇〇-〇の現況としましては、1回耕耘すればすぐに作付けできるような状態になっておりまして、きれいになっております。そして、番号2の△△△番は15ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

こちらの方もきれいに耕耘されて、いつでも作付けできるような状態になっていました。借り主の〇〇さんに関しましては、当日お会いできまして、少しお話することができました。セカンドキャリアとして何かをやろうと考えたところ、子供達も育っているのも、夫婦で相談して農業がいいのではないかなというようなことから話が進んで、まだ体力のあるうちに早めに脱サラして農業をやろうということで、このような運びになったというお話でした。そして、畑はこれから12月にかけて緑肥を蒔いて土壌を良くしていこうということで、3月から本格的に作付けに入りたいというようなお話はされておりました。以上で説明は終わります。よろしくお願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と平野委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

ご本人をお呼びしていますので、ぜひ・・・

(坂本委員) この〇〇さんは、今までの経験とか研修とかは何かやっているのですか？

(事務局次長) 東京都の設置した八王子東京農業アカデミーという研修所がございまして、その第1期生になりまして、研修期間は2年間、しっかりアカデミーで研修した後あきる野に入ってくるという形です。市内の農家さんのところでも研修をしてきているので、地域のことについてもある程度理解はされていますし、技術的なところもそんなに問題はないのかなというところでございます。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・本人をお呼びしてからでもいいので、ぜひ質問していただきたいと思います。では、お願いします。

(〇〇氏 入室)

(〇〇氏) 失礼します。

(議長) 本日はお忙しい中ご足労いただきまして、ありがとうございます。早速なんですけれども、自己紹介と今後の抱負等、お話いただければと思います。

(〇〇氏) 分かりました。おはようございます。〇〇〇〇と申します。年齢はちょうど明後日で●●歳になります。前職はIT関連の会社で都道府県や市町村といった地方自治体向けのシステムに関する営業をしていました。システムをご導入していただくことで、職員の方の業務の効率化や住民サービスの向上に繋げる、といったようなことを仕事としてまいりました。ただ、これから60歳、70歳と生涯現役で仕事をしていきたいという思いから、農業の道を選択しました。もう●●歳、まだ●●歳ということで、60歳までしっかり鍛練を積んで、一人前の農家になりたいという思いでこの道を選びました。現在は東京農業アカデミーという研修施設で勉強しております。あきる野市内では3軒の農家さんのところで研修をしております。当面の目標としては60歳までに一人前と認めてもらう、ということであきる野市の代名詞でありますトウモロコシを中心に、新鮮な採れ立ての野菜をお客様に届けて喜んでいただける、といったことのできる農家になりたいと思っております。そして、あきる野市の農業の振興、それから地域に貢献できるような農家になりたいと思っておりますので、どうぞこれからよろしく願いいたします。以上です。

(議長) ご本人の説明が終わりましたが、何かご質問ございますか？

(大福委員) 大福です。ご無沙汰しております。去年ですかね、研修で来ていただきまして、非常に熱心に作業されていたのを覚えております。今、八王子のアカデミーで研修されているということなのですが、今、どんな物を作られていて、今後トウモロコシというお話がありましたけれども、どういった物を作って、どういう風な農家になられていくのかなという、何か具体的なところがありましたら、少しお聞かせ願いたいと思います。

(〇〇氏) はい。アカデミーでは2年の研修のカリキュラムになっています。研修生は私は1期生なのですが、1つの学年で5名います。1年目は集団で指導員の方にご指導いただいて、2年目は各自4畝ほど、ハウスが3畝ほどの区画が割り当てられて、そこで自分で作付け計画をしてどれくらいできるか、というのをやっています。私は今年夏作としてメインがトウモロコシとエダマメ、今、秋作としては葉物野菜を中心にやっています。先ほど申し上げましたけれど

も、私が都市農業を選んだのは、採れ立ての新鮮な鮮度の高い物がお客様に届けられるということですので、トウモロコシの採れ立てのおいしさが伝わるような物をメインでやって、後は葉物、ハウレンソウを中心とした物で冬はやっていくと、このように考えております。

(大福委員) ありがとうございます。ぜひ頑張ってください。

(〇〇氏) はい。ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますか？

(山崎委員) よろしく申し上げます。今、都市農業ということでおっしゃったんですけど、あきる野を選ばれたというのは、どのようなことからですか？

(〇〇氏) はい。東京都内でまだしっかり農地が残っているということ、それから市内にしっかりと直売所があるということ、そういったことから十分に農業ができるという基盤があるかと思ひまして、選択させていただきました。

(山崎委員) ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますか？

(嶋崎委員) 販売の方は直売所の他にいろいろな方法があると思うのですが、どのような販売を考えているのでしょうか？

(〇〇氏) まずは直売所でしっかり売るところからやっていきたいとは思っています。ただ、直売所だけに頼っているといけないので、他の販売方、あとはスーパーとか、そういった所を開拓するというのと、あと私が考えているのは大きなマンションみたいな所に直売に行って、直接お客さんと触れ合えるといったことをやりたいなと考えています。

(嶋崎委員) ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますか？

(堀江職務代理) 堀江と言います。あと作業所ですかね。どうしても、作物を貯蔵したり出荷前の準備と言うのか、どうしても作業所みたいなのを作られていると思うのですが、それはこの場所でやっているのですか？

(〇〇氏) はい。当面は、●●で借りている家があるのですが、そこの軒先が使えるので、そこでやろうと考えています。

(議長) 他にご質問ございますか？

(嶋崎委員) 今は農具と言うか、それはどのような物を、もう全部大体取得してあるのですか？

(〇〇氏) いえ、これから全部用意する計画です。

(嶋崎委員) 今はもうあるのですか？

(〇〇氏) ないです。あとはJ Aさんの方から新規就農の5年間は農機具を貸していただけますので、それを使いながら順次揃えていこうと考えています。

(嶋崎委員) 相当いろいろな農具が必要になってくると思いますので、資金面もかなり大変だと思うんですね。

(〇〇氏) そうですね、はい。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・あの、I T関連から農業ということなのですが、農業をやってみようという、農業についての魅力と言いますか、それを少しお話いただければと思います。〇〇さんが感じている農業の魅力を。

(〇〇氏) そうですね、私が前までやっていた I T の仕事は、途中から管理職になったというのがあるのですが、最先端の技術をお客様に伝えることが始めは面白くてやっていたのですが、管理職になると部下を見るとか全体を見ることになって、段々現場の喜びがちょっと違う喜びに変わってきたこともあります。ただ、農業の場合は自分の肌で感じて、自然の厳しさを感じながら仕事ができること、そして作った物を直接お客様に渡して触れ合えるということ、その喜びが年を取ってもずっとこれからできるのかなと感じて、この道を選びました。

(議長) 他にご質問ございますか？

(長濱委員) あの、今まで前職は I T をやられていたということなのですが、その経験を農業の方にいかすとか、そういうおつもりはありますか？

(〇〇氏) はい。今まで I T をやるというのは、その業務の統一化というのが大きなテーマになります。今までやっていたことを、営農日誌といったシステムがありますので、そういった物で付けて、データ化して入力するとか、中でも指導員の方の問い合わせなんかで、暗黙知と言って知っていて当然というようなことが、なかなか文字化されてない、数値化されてないということがありますので、そういったものを自分で記録を付けて、去年はどうだったのか、ずっと積み上げていってやれるようにしたいとは思っています。

(長濱委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？

(笹本委員) 笹本です。よろしくお願いします。奥様と一緒にやられるということになるのでしょうか？

(〇〇氏) いいえ。妻は今、助産師をしていますので、そのまま働いてもらって、最初のうちはその収入を農業の方へ流す形でやるようになると思います。

(笹本委員) ●●歳で始められて、収益計画みたいなのがかなり厳しいんじゃないかなと思ったのですが、奥様が働いているということなので、数年は猶予があるというところですかね。

(〇〇氏) そうですね。今、収支計画を去年からいろいろと、作付けやったりしていますけれども、しばらく本当に苦しいかなと思っています。とりあえず目標としては●反ぐらいから始めると、3年ぐらいで何とかいけるかなと思って、それでとりあえず今、お借りできるのが●反●畝ぐらいですので、しばらくちょっと苦しいかなと、収支計画を考えています。

(笹本委員) 面積はなかなか増えづらいと思うのですが、何を作りたいかというところを熱心にお話されていたと思うのですが、希望の収入と言うか、売り上げ高と言うか、周期というところから少し逆算するという方向からも、ちょっと考えた方がいいのかなと思ったので、一応一言だけ。

(〇〇氏) ありがとうございます。そうですね、トウモロコシって言ったのですが、トウモロコシだけではなかなか食っていけないというのは随分感じています。

(笹本委員) はい。トウモロコシってどちらかと言うと手はかからない、反収は上がらないけど、瞬発力がある物というところで、人気の作物なんですよ。なので、そういう物だけではなくて、もう少し手はかかるけど面積あたりの収益の高い物とか、というのを少し織り交ぜていった方がもしかしたらいいのかも知れないなと思ったので。

(〇〇氏) はい。ありがとうございます。参考にさせていただきます。

(笹本委員) はい。以上です。

(議長) 他にご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?それでは、ないようですので、

〇〇さん、本日はお忙しいところ、ありがとうございました。

(〇〇氏) ありがとうございました。よろしく願いいたします。

(〇〇氏 退室)

(議長) 何かご質問ございますか?

(平野委員) 質問じゃないんですけど、すごくしっかり生きてきた人なのかな、という印象なんです。

(議長) びっくりしちゃいますよね。

(事務局次長) 多分、すごい真面目な方でいらっしゃって・・・

(議長) 他にご質問はよろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、番号1,番号2の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、第2号議案、収受90について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書2ページ目をご覧ください。第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和3年11月29日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第2号議案・収受90 朗読)**

以上です。

(議長) 続きまして、収受90について、担当の野崎委員、説明願います。

(野崎委員) はい。それでは地図は9ページをご覧ください。現地調査については、11月24日に橋本委員と事務局と私の3名で現地調査を行いました。

**(現地案内図 説明)**

現地は現在サツマイモの収穫を終えて耕耘された部分と、サトイモ、ダイコン、タマネギ、それからネギなどが作付けされておりました。適切に管理されております。なお、譲受人の〇〇さんは今回譲渡人の方のご姉弟で、そしてこの土地に隣接して畑を耕作しております。自分の屋敷続きにも畑がありまして適正に管理され耕作されています。今回譲り受ける畑についても、姉妹の方は遠方であったり、畑の方はできないということで、相続してもう16年近く経つのですが、その間〇〇さんが耕作をし、管理をしていたということです。それで今回姉妹から譲り受けるということです。私からの報告は以上になります。

(議長) はい。ただいま、事務局と野崎委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、収受90について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案、経由5について、事務局、説明願います。



(事務局次長) はい。それでは、議案書3ページ目をご覧ください。第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達について。農地法第5条第1項の規定による許可申請については意見を付して同法施行令第15条の規定により東京都知事に進達するものとする。令和3年11月29日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・経由5 朗読)

以上となります。

(議長) 続きまして、経由5について、担当の嶋崎委員、説明願います。

(嶋崎委員) はい。それでは説明いたします。地図は10ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

ここは農地とは言うものの、ほとんど草を刈っただけの場所が広がってしまっていて、左端に茶の木が2列植えてあって、茶の木と茶の木の間がこの〇〇〇-〇、細長い三角形の●●㎡の狭い場所で、その部分を農地転用するというご様子でございます。ここは何も長いこと作っていないと思いますので、以前は確か栗とか柿が植わっていたんじゃないかと思うのですが、茶の木同士の間隙間でどうしようもないという、そんな場所なので仕方ないのかなと思います。以上です。

(議長) では次に、転用理由の説明をお願いします。

(事務局) はい。転用理由書をいただいておりますので、読み上げます。

(転用理由書 朗読)

このような理由書をいただいております。以上でございます。

(議長) はい。ただいま、事務局と嶋崎委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(坂本委員) 今、嶋崎委員のお話の中で〇〇〇-〇の両側には茶の木が植わっているということでしたが、今は宅地になっているのですか？

(事務局) 現状はこの〇〇〇-〇の西側の方は今は更地のような形になっています。

(嶋崎委員) 何もなくて、枯れた草の根っこだけが。

(坂本委員) 転用理由の中で将来宅地として利用したいということだったので、東側の、今、空いている所も、宅地か何かじゃないと家が建たないんじゃないかなと・・・

(事務局次長) はい。東側の〇〇〇-△、●●と書いてある所、こちらはもうすでに宅地になっている筆で、そこを売却するに当たって残地として〇〇〇-〇、●●㎡が残ってしまっていて、たまたま残った筆が地目が畑になっているということで、その東側の宅地と一帯として利用するに当たって、今回この●●㎡の畑を農地転用して、一帯として売却するという流れになっております。以上です。

(坂本委員) では、〇〇〇-〇の西側の更地は？

(事務局次長) こちらは別の方の土地で、こちらは今回の案件には含まれておりません。

(坂本委員) はい。分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、経由5の農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達については、これを相当と認める意見を付して、進達する事にご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、進達することにいたします。続きまして、第4号議案、番号1についてですが、こちらは〇〇委員の案件となりますので、〇〇委員には一時退席願います。

(〇〇委員 退室)

(議長) それでは、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書4ページ目をご覧ください。第4号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和3年11月29日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第4号議案・番号1 朗読)

以上となります。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の小川委員、説明願います。

(小川委員) はい。地図は11ページをご覧ください。11月24日に〇〇委員と事務局2人、4人で現地を確認しました。

(現地案内図 説明)

筆は3つに分かれています。利用については3筆一体で使っています。〇〇〇-〇には4棟のビニールハウスが建っています。△△△-△の端の方には柿の木がありまして、□□□-□の端には栗が植わっています。ハウス4棟のうち2棟については、夏作でトウモロコシを栽培した後、きれいに整地されていました。残りの2棟については現在シュンギク、チンゲンサイが植わっている状態でした。柿と栗の敷地の所には全部防草シートが張られて、草が出ないようにきれいに管理されていました。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と小川委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。それでは〇〇委員に入ってください。

(〇〇委員 入室)

(議長) 続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第4号議案・番号2 朗読)

以上となります。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の橋本委員、説明願います。

(橋本委員) はい。それでは説明いたします。11月24日に野崎委員と事務局と現地に行ってみました。地図は12ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

3方向、全部囲まれている状態で、西側が●●●●●●●●の駐車場のフェンス、北側と東側が

宅地が隣接していて、入口が多分南側の1ヶ所ぐらいだったと思います。こちらには現在ノラボウ、ヤツガシラとサトイモ、コマツナ、ダイコン、ネギ、一番南の方に栗が10本弱ぐらい植わっております。あとナスを作った残渣が少し残っていましたが、少し冬草は生えていますけど、すぐ直前まで農作物を作っていたなという、耕作した跡がございました。比較的きれいにしていますので、問題ないかと思います。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と橋本委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(大福委員) こちらの土地、確かに囲われていると私もなんとなく分かっているのですが、入口は西側の●●●●●●●●の方から入れると思うんですけど、すごく細い・・・

(事務局次長) はい。ちょっと細いですね、馬入れ程度の道がある・・・

(大福委員) これは車は通れるんですか？

(事務局次長) 軽自動車であればギリギリ入るような形で・・・

(大福委員) ああ、そうですか。畑が広いわりに非常に入口が狭いので・・・

(議長) 軽トラは通れます。

(大福委員) 通れるのでしたら、分かりました。ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、第5号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、議案書5ページ目をご覧ください。第5号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。次の申出について、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明に関する事務処理規程第5条第1項の規定に基づき証明する。令和3年11月29日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

#### (第5号議案・番号1 朗読)

以上となります。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の小田川委員、説明願います。

(小田川委員) はい。それでは、お手元の資料の13ページをご覧ください。11月24日に小川委員と事務局2名の方と現地を見てまいりました。

#### (現地案内図 説明)

畑につきましてはブロッコリー、ダイコン、ネギ等概ね11種類ぐらいの野菜を栽培してございました。畑については特に問題ないと思います。それから、〇〇〇〇さんについては、近所の知っている方にお伺いしたところ、元気なうちは畑に出ていたという話を聞いております。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と小田川委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号1について、〇〇〇〇さんは、農業の主たる従事者であ

ったことを証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして、第6号議案、番号3、番号4、番号5については関連案件となりますので、一括で審議いたします。それでは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは議案書は6ページ、7ページとなります。第6号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり決定する。令和3年11月29日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第6号議案・番号3 朗読)

(第6号議案・番号4 朗読)

(第6号議案・番号5 朗読)

以上になります。

(議長) 続きまして、番号3について、担当の嶋崎委員、説明願います。

(嶋崎委員) はい。それでは説明いたします。地図は16ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

こちらの〇〇-〇については、私がいつも右上の地続きで仕事しておりますので、しょっちゅう見ておりますが、何年か前まではイモ畑の跡地で荒れ放題になっていましたが、3年程前にきれいにしまして、今、〇〇〇〇さんが所有者から委託をされ、もうすでに3年ぐらい耕作して、今年の夏に中央付近に簡単なパイプハウスを作りまして、よく夫婦で来てやっています。そんなことで今回正式に借りるという手続きになったということです。行くたびに夫婦のどちらかがいて、子供を遊ばせながら仕事をしているという状況をよく見ています。一生懸命やっていますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

(議長) 続きまして、番号4、番号5について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。地図は17ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

〇〇〇番ですが、こちらは現在ハクサイやネギ等植わっております。△△△番は近くに大きなビニールハウスがあるのですが、そのすぐ南側、野菜の無人販売所が道付きにありまして、こちらにはニンジン、ネギ、ハクサイ等が栽培されておりました。この無人販売所の隣に出荷するための作業場的な所も設営されておりました。こちらは〇〇〇〇さんが借りるということですが、事務局に聞いたところ、●●野菜研究会というグループを作成して、そのグループでいろいろな農作物を作って売る、その中での貸主である△△△△くんが〇〇〇〇の農場長として耕作しているという形らしいです。こちらは私の耕作している畑に近いものですから、ちょくちょく遠くに見受けることがあるのですが、常にいろんな人が出入りしてて、常に手を入れていると感ぜられる場所です。続いて、番号5ですが、地図の18ページです。

(現地案内図 説明)

こちらは●●野菜と思われるのですが、ちょっと●●野菜の名前が分からないのですが、あまり見ないような野菜がいろいろ、5種類程作られていました。きちんと管理、耕作されています。

以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と嶋崎委員、長濱委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(事務局次長) すみません。ちょっと簡単に〇〇〇〇さんの説明をさせていただきたいと思います。本来であればこの場にお呼びして、というところなのですが、〇〇〇〇さんということで皆さんある程度ご存知なのかなと思ひまして、事務局で説明をさせていただく形を取っております。〇〇〇〇さんは●●野菜研究会というものを立ち上げて、今までは農家さんに●●野菜を作らせていただいて、それを仕入れて、都内のレストランですとか、立川のグリーンスプリングスと言う商業施設内で野菜の即売会などをしてきておりました。しかし、頼んで作った物を売るだけではなくて、自社で野菜を作ってそれも一緒に出荷をしたい、農家さんと一緒に●●野菜研究会としてあきる野から都内に発信をしていきたいということで、市の認定新規就農者としての資格を法人として取得しまして、今回農地の利用集積ということで、自社の農地として借り入れるという形で申請を受けております。〇〇さん夫妻につきましては、農業の経験はある程度してきてはいるのですが、実際そこまでの技術的などころはなかなかということもありまして、今回番号4の利用権を設定する者になっている△△△△さんを農場長として雇用をして、この方に主として動いていただいて、作った野菜を●●野菜研究会として売ってきたいということで、話しを伺っております。説明は以上となります。

(議長) 何かご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、番号3、番号4、番号5の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、番号6について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは7ページ、一番下をご覧ください。

#### (第6号議案・番号6 朗読)

以上です。

(議長) 続きまして、番号6について、担当の本郷委員、説明願います。

(本郷委員) はい。去る11月24日、事務局と私の2名で現地を確認いたしました。場所につきましては、19ページをお開きください。

#### (現地案内図 説明)

畑につきましては一面が草畑となっておりますが、大変短く、よく刈られており、トラクターで往復耕耘すれば作付け可能と思われます。〇〇さんにつきましては、すでにこの近隣地が耕作されておひまして、この日も2、3人の方が耕作しておひしました。ここを借りることによりまして、また農業の効率化が図れるのかなと思っております。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と本郷委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、番号5の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、報告事項に移ります。

専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、令和3年あきる野市農業委員会11月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

**(専決報告 朗読)**

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、12月23日、木曜日、午前10時00分から、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。よろしく願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午前10時48分